附則第十二条中「平成三十年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を「読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を加え、同表第五号の項中「同令」を「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。

附則第十三条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「平成二十年法律第二十五号」の下に「。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。」を、「第三十九条」の下に「又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条」を加える。

附則第十五条を削る。

附則第十六条中「読み替えられた」の下に「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十五条とする。

附則第十七条中「読み替えられた」の下に「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十六条とする。

附則第十八条中「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改め、同条を附則第十七条とし、附則第十九条を附則第十八条とし、附則第二十条を附則第十九条とする。

第五条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第六項中「三分の一」を「千分の四百十六」に改める。

附則第三項の表第四条の二第六項の項中「三分の一」を「千分の四百十六」に、「千分の四百七」を「千分の四百九十」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第六条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」の下に「、自動車重量譲与税」を加え、「及び石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税」を「、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税」に改める。

附則第五項中「石油ガス譲与税」を「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」に、「自動車重量譲与税」を「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十八条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　平成三十一年六月一日

二　第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。）並びに同令附則第三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定　平成三十一年十月一日

三　第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第四十六条の二の三を同令第四十六条の二の四とする改正規定及び同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十六条の二の十一第二項及び第四項、第十六条の三第三項及び第六項、第十七条、第十七条の二、第十七条の三並びに第十八条の改正規定、同令附則第十八条の五及び第十八条の六の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第十八条の七第三項及び第六項の改正規定、同令附則第十八条の七の二の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第二十七条の二の改正規定並びに附則第十二条の規定　平成三十二年一月一日

四　第一条中地方税法施行令第六条の二十一の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定並びに同令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定　平成三十二年四月一日

五　第一条中地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定、同令附則第十八条の五の改正規定（同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）、同令附則第十八条の六の改正規定（同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）並びに同令附則第十八条の七の二の改正規定（同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）　平成三十三年一月一日

六　第一条中地方税法施行令附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第四十九項に係る部分に限る。）　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日

七　第一条中地方税法施行令附則第十条第十三項の改正規定及び附則第四条の規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十八	に特例控除対象寄附金	支出したものに限る。）
附則第四条の七第一項	とする	と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定による譲渡所得の金額の特別控除（同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同条第二項に規定する山林所得の金額の特別控除（同項に規定する譲渡所得の金額又は同項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする